

## 経営所得安定対策の交付申請が4月1日から始まっています

米や水田における転作作物に加え、麦・大豆などの対象となる畑作物を作付けした販売農家に交付金を直接支払う「経営所得安定対策」の交付申請が4月1日から始まっています（制度は昨年度と基本的に同じです）。

平成29年度の経営所得安定対策に係る交付申請（新規申請を含む）及び収入減少影響緩和対策（ナラシ）に係る交付申請には「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の提出が必要です。また、経営所得安定対策の申請には「経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書」も必要となります。なお、平成27年度に制度が変更となり、数量払いである畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び収入減少影響緩和対策の申請をされる方は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農のいずれかである必要がありますのでご注意ください。

札幌市と札幌市農業協同組合では、合同で市内5か所で申請を支援する窓口を設けます。平成28年度に交付金の交付を受けた方には、昨年のデータに基づき、窓口設置のご案内文書を送付しますが、今年度新たに交付金の交付を受けたい方は、田もしくは畑の位置、作物情報などを下記連絡先にお知らせくだされば、窓口をご案内いたします。

経営所得安定対策及び交付申請に関する情報は以下のホームページをご覧ください。

○農林水産省<経営所得安定対策に関するホームページ>

[http://www.maff.go.jp/j/seisaku\\_tokatu/antei/keiei\\_antei.html](http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html)

○北海道農政事務所<経営所得安定対策に関するホームページ>

[http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/keieiantei/keiei\\_antei/index.html](http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/keieiantei/keiei_antei/index.html)

### 問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.011-211-2406

札幌市農業協同組合本店経済部営農販売課

Tel.011-621-1346

## 安全・安心な農畜産物の生産に向けた取り組みへの支援

札幌市では、市内の生産者等が行う、安全・安心の向上や環境負荷の低減につながるような栽培に関する取り組みを支援し、地産地消を推進することを目的として、「札幌市地産地消推進事業補助金」の交付事業を実施しています。

### 1 補助対象者

- (1) 札幌市内の農業協同組合などの団体
  - (2) 札幌市内の農業振興地域で農業を営む生産者
- ※ 補助対象者のより詳細な要件については、お問い合わせください。

### 2 主な補助金交付事例

- (1) 農薬散布機器に装着するドリフト（漂流飛散）防止ノズルの導入
- (2) 電動アシストロール式播種機（薬剤散布装置付き）の導入（右写真）
- (3) 農薬散布機器の噴霧口に取り付ける静電ノズルの導入
- (4) トラクターに取り付ける平うねマルチャーの導入
- (5) JGAP指導員基礎研修・審査員養成講座の受講

※ 上記の事例以外にも、補助金の趣旨に合致する取り組みであれば交付対象とすることが可能です。詳細についてはお問い合わせください。



▲粒剤の同時施用で減農薬かつ省力

### 問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター

Tel.011-787-2220